

西監第185号

令和8年1月20日

西条市長 高橋 敏明 殿
西条市議会議長 川又 由美恵 殿

西条市監査委員 日野 徳久
西条市監査委員 徳増 竜伍
西条市監査委員 高橋 保

令和7年度定期監査等結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和7年1月7日から令和7年2月24日まで
- (2) 聴取日 令和7年2月24日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 建設道路課
- ② 港湾河川課
- ③ 都市計画課
- ④ 建築審査課
- ⑤ 用地課
- ⑥ 施設管理課
- ⑦ 技術管理室

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和7年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監査の概要

第1 建設道路課

1 主な事務事業

- (1) 道路情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (2) 国道、高速自動車道等の整備促進に関すること。
- (3) 主要地方道の改良及び整備事業促進に関すること。
- (4) 道路台帳、橋りょう台帳の整備に関すること。
- (5) 市道の認定及び廃止に関すること。
- (6) 市道占用許可、境界査定等に関すること。
- (7) 法定外公共物（道路）の維持管理に関すること。
- (8) 道路、橋りょうの維持管理に関すること。
- (9) 交通安全施設に関すること。
- (10) 道路、橋りょうの新設改良工事の計画、設計、監理等に関すること。
- (11) 防災事業（道路関係）に関すること。
- (12) 道路、橋りょう等の災害復旧工事に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在23人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	道路調査情報係	4人
		道路維持係	7人
		橋りょう維持係	3人
		建設土木係	8人（内1人四国地方整備局派遣）

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

（1）施設修繕執行関係

ア 道路維持管理修繕における施工・見積微収伺において、本来積算できるはずの土工やコンクリート打設工が一式になっているものが見受けられる。伺いには設計書と位置図しかないものも多数見られるが、設計数量はどのように積算したのか。また、修繕予定箇所の完成予定（イメージ）図もないが、どのように現地説明して見積りをさせるのか。

イ 緊急を要する小規模なものについては、位置図と現状の数量を直接設計書に記載し、土木構造物標準図やメーカーCATALOG等を用いて現地説明をしている。また、コンクリート打設工の一式計上については、コンクリートの最低出荷数量0.5立法メートル以下の際に使用している。

ウ 構造物の数量については、小規模であっても明確に表示するよう努められたい。

第2 港湾河川課

1 主な事務事業

- (1) 河川及び雨水路（所管のもの）に関すること。
- (2) 防災事業（河川及び所管の雨水路）に関すること。
- (3) 災害復旧事業（河川関係）に関すること。
- (4) 河川台帳の整備に関すること。
- (5) 法定外公共物（所管の雨水路）の維持管理に関すること。
- (6) 急傾斜地、砂防及び地すべりに関すること。
- (7) 県営管理河川等に係る連絡及び調整に関すること。
- (8) 港湾計画の推進に関すること。
- (9) 港湾施設の管理に関すること。
- (10) 海岸保全施設（所管のもの）の管理に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在9人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	港湾河川係	6人（内1人国土交通省派遣）
		ひうち港務所	1人（任用職員（パート月給））
		今在家港務所	1人（任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要

(1) 水中ポンプ借上げ

- ア 契約書に200円の収入印紙が貼付されている。当該契約書は印紙税額一覧表の何号文書に該当するのか。
イ 物品の賃貸借契約書は課税文書に該当しないため、収入印紙は不要であった。
ウ 関係法令の確認により、適正な事務処理に努められたい。

第3 都市計画課

1 主な事務事業

- (1) 都市計画に関すること。
(2) 駐車場法に関すること。
(3) 国土利用計画法に基づく調査、指導、進達等に関すること。
(4) まちづくり基盤整備事業の計画及び推進に関すること。
(5) 都市計画施設（所管のもの）の整備促進等に関すること。
(6) 都市計画施設（所管のもの）整備工事の設計、監理等に関すること。
(7) 都市計画関係施設の統括管理に関すること。
(8) 都市公園、公園緑地等の総合計画に関すること。
(9) 公園等の維持管理に関すること。
(10) 植栽物の保全及び緑化の推進に関すること。
(11) 屋外広告物に関すること。
(12) 空き家の適正管理に関すること。
(13) 空き家の利活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在13人、係別の配置状況は次のとおりである。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 課長 1人 | 副課長 2人 | 都市計画係 4人（1人副課長含む。） |
| | | 空家対策係 3人 |
| | | 都市施設管理係 5人（内1人任用職員（フルタイム）、1人副課長含む。） |

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市（西条地区）遊具点検作業

- ア 定期点検報告書が、受託者から1冊、契約外業者から1冊提出されているが、契約は適切か。
イ 受託者と契約外業者は下請契約を行い、業務を履行しているが、下請契約が確認できる書類がなかったことから、契約書の写しの提出を指示し書類整理を行った。
また、報告書は下請業者が作成し、受託者より成果報告書として納品されることから、受託者として報告書を提出するよう指導し、報告書の修正を行った。
ウ 提出書類の確認の徹底を行い、適切な事務処理に努められたい。

第4 建築審査課

1 主な事務事業

- (1) 建築基準法に関すること。
(2) 建築に関する指導、助言、相談等に関すること。
(3) 建築確認審査に関すること。
(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関すること。
(5) 住宅金融支援機構委託事業に関すること。
(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関すること。
(7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の指導、助言等に関すること。

- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導等に関すること。
(9) 愛媛県人にやさしいまちづくり条例に基づくまちづくり施設の指導、助言等に関すること。
(10) 開発行為に関すること。
(11) 優良住宅・優良宅地の認定に関すること。
(12) 市有施設等の新築工事の設計、管理等に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人

建築審査係 7人

開発審査係 2人

第5 用地課

1 主な事務事業

- (1) 公共用地の取得に伴う賠償及び補償に関すること。
- (2) 市が協力する国及び県営事業の用地買収、補償等に関すること。
- (3) 登記に関すること。
- (4) 土地評価及び地価公示に関すること。
- (5) 土地開発公社に関すること。
- (6) 土地開発基金の運用に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在6人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人

副課長 1人

用地係 4人 (内1人再任用職員)

第6 施設管理課

1 主な事務事業

- (1) 市有施設(建物)の維持、修繕等に係る統括管理及び総合調整に関すること。
- (2) 市有施設(建物)の修繕計画に関すること。
- (3) 公有財産(市道を除く。)の統括管理及び総合調整に関すること。
- (4) 公有財産(市道を除く。)の取得、管理、運用等の記録管理に関すること。
- (5) 公有財産等の損害保険に関すること。
- (6) 普通財産の売払い、譲与、貸付け、交換等に関すること。
- (7) 壬生川財産区及び来見ニュータウンの統括管理に関すること。
- (8) 公用車の統括管理及び安全運転の保持に関すること。
- (9) 特定の配属自動車の運行に関すること。
- (10) 法定外公共物の譲与、統括管理等に関すること。
- (11) 庁舎、車庫等の管理に関すること。
- (12) 庁舎の警備及び宿日直に関すること。
- (13) 電気工作物に係る指導、助言等に関すること。
- (14) 市有施設の整備(軽微なもの)に関すること。
- (15) 市営住宅の建設に関すること。
- (16) 市営住宅の統括管理及び処分に関すること。
- (17) 庁舎の建設に関すること。
- (18) 公共施設マネジメント施策の企画、推進及び総合調整に関すること。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在23人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人

副課長 2人

施設管理係

6人

管財係

9人 (内5人任用職員(パート月給)、1人副課長含む。)

住宅係

5人

公共施設マネジメント推進係

2人 (1人副課長含む。)

3 指摘事項等の概要

(1) 壬生川財産区有地売却に伴う不動産鑑定業務

- ア 設計書や予定価格決定書等が綴られていないが、契約事務に関する一連の処理は適正に行われているのか。
- イ 設計書や予定価格決定書の作成は行っていたが、添付漏れであった。関係法令等を再度確認し、適正な契約事務の処理に努める。
- ウ 関係法令や事務処理手順に沿った適切な事務処理に努められたい。

第7 技術管理室

1 主な事務事業

- (1) 公共工事の設計、施工、監理等の総合調整に関すること。
- (2) 公共事業の評価及び適切な執行に関すること。
- (3) 公共工事のコスト縮減に関すること。
- (4) 土木工事の設計積算及び積算システムの運用に関すること。
- (5) 総合評価落札方式に係る評価項目の設定及び低入札価格調査等に関すること。
- (6) 技術職員の人材育成に関すること。
- (7) 建設技術に係る支援、相談に関すること。
- (8) 工事等の設計審査、指導等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

2 職員の配置状況

令和7年10月末現在2人、係別の配置状況は次のとおりである。
室長 1人 技術管理係 2人 (室長含む。)